

申請者・保護者用

滋賀県奨学資金のご案内

(令和7年度版)

滋賀県教育委員会事務局教育総務課

はしがき

この冊子は、滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）および同条例施行規則（平成 14 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）による奨学資金の貸与を希望する方、または奨学資金の貸与を受けることとなった方に滋賀県奨学資金貸与制度を理解していただくため、必要事項を収録したものです。

この冊子を配布することにより、滋賀県奨学資金貸与制度の趣旨を御理解いただきますとともに、滋賀県奨学資金にかかる事務の効率的な運用を図ろうとするものですので、御活用いただきますようお願いいたします。

滋賀県教育委員会事務局教育総務課

目 次

1	制度の趣旨・目的	1
2	制度の概要	1
(1)	対象となる学校種	1
(2)	貸与の対象となる者	1
(3)	申請者の保護者等が滋賀県外に居住している際の取扱い	2
(4)	貸与される奨学資金の金額	2
(5)	利息	2
(6)	貸与申請	2
(7)	連帯保証人	3
(8)	貸与の期間	3
(9)	審査結果の通知	3
(10)	貸与方法	3
(11)	貸与時期	3
(12)	貸与の打ち切り、貸与の停止	4
(13)	奨学資金借用証書の提出	4
(14)	奨学資金の返還	4
(15)	返還金額の算定	4
(16)	返還を遅滞した場合	5
(17)	返還の猶予	5
(18)	返還の免除	6
3	留意事項等	6

1 制度の趣旨・目的

本制度は、滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号。以下「条例」という。）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年滋賀県教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づいて、高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与し、もって有為な人材を育成することを目的としています。

2 制度の概要

（1）対象となる学校種（以下「高等学校等」という。）

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、もしくは高等専門学校または法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）

※大学、短期大学、専修学校（高等課程を除く。）に在学する方を対象とした奨学金事業は、（独）日本学生支援機構が実施しています。在学する学校を通じて、（独）日本学生支援機構までお問合せください。

（2）貸与の対象となる者

次の①から④を満たす生徒が対象となります。

①上記（1）の高等学校等に在学する者であること。

②県内に居住する者または奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の保護者等（奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合にあってはその者の親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）、奨学資金の貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあってはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が県内に居住する者であること。

③次の a から c のいずれかに該当する世帯に属する者であること。

a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯

b 世帯に属する全ての者が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定により市町村民税が非課税である者または地方税法第 323 条に基づく市町村条例により市町村民税が減免されている者である世帯

c 貸与の申請をする年の前年の世帯の収入の年額または貸与の申請をする年の世帯の収入の年額の見込額が、生活保護法による世帯の需要の年額の 1.7 倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難と認められるもの

④現に独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）による学資貸与金または学資支給金、この条例による奨学資金その他規則で定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと。

（規則で定める奨学金等）

- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）による経費
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による修学資金
- ・旧日本育英会法（昭和 59 年法律第 64 号）による学資金
- ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和 49 年滋賀県条例第 61 号）による修学奨励金
- ・滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和 38 年滋賀県条例第 11 号）による修学資金

- ・旧滋賀県奨学資金貸与条例（昭和 41 年滋賀県条例第 23 号）による奨学資金
- ・旧滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例（昭和 62 年滋賀県条例第 34 号）による奨励資金
- ・国または他の都道府県が行う奨学事業による奨学金等

厚生労働省の要綱により社会福祉協議会で実施される生活福祉資金貸付（教育支援資金）、滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例による修学資金など

※生活福祉資金貸付（教育支援資金）のうち就学支度費（入学に必要な一時金）を入学前に借りた場合を除く

（３）申請者の保護者等が滋賀県外に居住している際の取扱い

申請者の保護者等が滋賀県外に居住されている場合は、原則として、当該保護者等が居住する都道府県の奨学金制度を利用いただくことになりますので、保護者等が居住する都道府県までお問合せください。

（４）貸与される奨学資金の金額

貸与される奨学資金（奨学金と入学資金および電子計算機購入資金）の金額は、次のとおりです。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の４月中の申請に限ります。

区 分		自宅通学者	自宅外通学者
奨学金 (月額)	国公立	月額 18,000円	月額 23,000円
	私 立	月額 30,000円	月額 35,000円
入学資金 (一時金)	基本額	50,000円 (国公立、私立同一)	
	私立加算	入学金の額に相当する額(ただし、150,000円限度)	
電子計算機購入資金 (1 回 の み)		電子計算機の購入等に要する費用相当額 (ただし、150,000円限度)	

※「電子計算機」とは、学校の授業等で使用するタブレット端末やパーソナルコンピュータのことをいいます。

（５）利息

利息は、無利子とします。

（６）貸与申請

滋賀県奨学資金の貸与を希望する場合は、在学する高等学校等を通じて、滋賀県教育委員会に対して奨学資金の貸与申請を行う必要があります。

対象者、申請時期は、次のとおりです。年度により申請時期が変更されることがあります。

なお、奨学資金は、予算の範囲内で貸与します。そのため、多くの方から申請をいただき予算が無くなった場合は、貸与がなされないことや募集を中止することがあります。

申請の種類	対象者	申請時期
新規申請	奨学資金の貸与を受けようとする者	随時
継続申請	高等学校等に在学し、滋賀県奨学資金の貸与を受けている者であって、前年度に引き続き滋賀県奨学資金の貸与を受けようとする者	3 月、4 月
予約申請 (中学校 3 年対象)	次年度の 4 月に高等学校等へ進学を希望し、進学後に奨学資金の貸与を受けようとする者	9 月頃 (中学校 3 年時)

※中学校 3 年次に予約申請を行った者であって貸与の対象とされた者は、高等学校入学後の

4月に改めて滋賀県教育委員会に対して貸与申請を行う必要があります。

※継続申請は、規則に基づき4月末までに滋賀県教育委員会に申請する必要があります。申請がない場合は、条例に基づき奨学金の貸与を打ち切り、貸与した奨学資金を返還いただきます。貸与を打ち切られた者が再度奨学資金を申請する場合は、新規申請として取り扱いますので、申請の結果、貸与が認められた場合は、申請の翌月分からの奨学資金を貸与します。

※入学資金は、高等学校等に入学した年の4月中の申請に限り貸与します。

(7) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として申請者の保護者等とし、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担するものとします。

連帯保証人が死亡したときまたは連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てる必要があります。

(8) 貸与の期間

奨学金は、教育委員会に申請した月の翌月分（4月中に申請があった場合は、当月）から申請時の年度分を貸与します。奨学金は、高等学校等における標準修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度4月30日までに、貸与継続申請を行う必要があります。

(9) 審査結果の通知

新規申請、継続申請にかかる審査結果は、申請から概ね2箇月程度で在学する学校を通じて通知します。

課税証明書等提出遅延届を提出している場合や提出された申請書類に記入誤りや不足書類がある場合は、不足書類の提出や記入誤りの訂正がなされて申請書類が整った後に審査を行いますので、審査結果は審査終了後、順次通知します。

中学校3年次に予約申請を行った者であって貸与の対象とされた者が4月の滋賀県教育委員会が定める期限までに申請をした場合は、4月末頃までに貸与決定を行い通知します。

ただし、期限までに貸与申請書の提出がない場合や提出された申請書に記入誤りがある場合等は、通知が5月下旬頃以降となることがあります。

いずれの場合であっても、申請書類の状況や審査の状況により、やむを得ず審査が遅れることがありますので御承知おきください。

(10) 貸与方法

奨学資金の貸与が承認された場合は、口座振込により奨学資金を貸与します。振込口座は、申請者（生徒）名義の口座とします。

(11) 貸与時期

奨学金の貸与時期は、新規申請、継続申請の場合、原則として4月分から8月分までの5箇月分を審査終了後の5月末頃、9月分から12月分までの4箇月分を9月末頃、1月分から3月分までの3箇月分を翌年1月末頃の年3回の貸与を予定しております。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の最初の奨学金の貸与と併せて貸与します。電子計算機購入資金は決定後随時貸与します。

課税証明書等提出遅延届を提出している場合や提出された申請書類に記入誤りや不足書類がある場合は、不足書類の提出や記入誤りの訂正がなされて申請書類が整った後に審査を行

いますので、貸与決定者への最初の奨学資金の貸与は、早くとも6月下旬頃以降となります。

中学校3年次に予約申請を行った者であって貸与の対象とされた者は、4月の滋賀県教育委員会が定める期限までに申請をした場合は、4月末頃に最初の奨学資金の貸与を予定しております。ただし、期限までに貸与申請書の提出がない場合や申請書に記入誤りがある場合等は、奨学資金の貸与が5月末頃以降となることがあります。

いずれの場合も、申請書類や審査の状況、学校への確認作業等により、やむを得ず奨学資金の貸与時期が遅れることがあるほか、奨学資金の貸与の日は年度によって異なり、必ず前年と同じ日に貸与されるものではありませんので御承知おきください。

(12) 貸与の打ち切り、貸与の停止

奨学資金の貸与を受けた者が条例第2条各号に掲げる要件（前述の「(2) 貸与の対象となる者」に記載の要件）を欠くに至ったとき、奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき、その他奨学資金を貸与することが適当でないと認められるときには、奨学資金の貸与を打ち切ります。

また、奨学資金の貸与を受けている者が休学したときや停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の前日の属する月の翌月分から復学した日の前日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止します。

(13) 奨学資金借用証書の提出

奨学資金の貸与期間が終了したとき、または奨学資金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。

(14) 奨学資金の返還

貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の返還方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦が返還期間の毎月月末、半年賦が返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦が返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合、振替日は25日（25日が休みの場合は次の営業日）となります。

奨学資金は、繰り上げて返還することもできます。

(15) 返還金額の算定

返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の①および②により算出します。

① 基本返還金額

借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とする。）

②最終回の返還金額

次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。）

$$[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$$

○主なケースの返還期間と返還方法の目安

区分 (貸与 月数)	貸与の有無		通学	貸与 月額	入学 資金	電子計 算機 購 入資金	貸与総額	月賦金額	返還回数 (年月)
	電子計 算機 購 入資金	入学 資金							
国公立 (36月)	有	有	自宅	18,000	50,000	150,000	848,000	7,100(最終3,100)	120回(10年)
			自宅外	23,000	50,000	150,000	1,028,000	8,600(最終4,600)	120回(10年)
		無	自宅	18,000	—	150,000	798,000	6,800(最終2,400)	118回(9年10月)
			自宅外	23,000	—	150,000	978,000	8,200(最終2,200)	120回(10年)
	無	有	自宅	18,000	50,000	—	698,000	6,000(最終2,000)	117回(9年9月)
			自宅外	23,000	50,000	—	878,000	7,400(最終4,800)	119回(9年11月)
		無	自宅	18,000	—	—	648,000	5,400	120回(10年)
			自宅外	23,000	—	—	828,000	6,900	120回(10年)
私立 (36月)	有	有	自宅	30,000	200,000	150,000	1,430,000	12,000(最終14,000)	119回(9年11月)
			自宅外	35,000	200,000	150,000	1,610,000	13,400(最終15,400)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	150,000	1,230,000	10,300(最終4,300)	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	150,000	1,410,000	11,800(最終5,800)	120回(10年)
	無	有	自宅	30,000	200,000	—	1,280,000	10,700(最終6,700)	120回(10年)
			自宅外	35,000	200,000	—	1,460,000	12,200(最終8,200)	120回(10年)
		無	自宅	30,000	—	—	1,080,000	9,000	120回(10年)
			自宅外	35,000	—	—	1,260,000	10,500	120回(10年)
電子計算機購入資金のみの貸与				—	—	150,000	150,000	1,300(最終1,800)	115回(9年7月)

※私立高等学校等の入学資金は、基本額 50,000 円と私立加算 150,000 円で試算。実際には、私立加算は、当該高等学校等の入学金相当額（ただし、150,000 円限度）となります。

※電子計算機購入資金は、限度額 150,000 円で試算。

※貸与月数は、高等学校等入学から卒業まで 3 年間（36 月）で試算しています。

(16) 返還を遅滞した場合

奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、

- ・返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。
- ・返還期日が来ていない返還額を含めて一括して返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

(17) 返還の猶予

奨学資金の貸与を受けた者が奨学資金の返還を行う際、次の①、②に該当する場合は、返還債務の履行の猶予を申請することができます。申請を希望する場合は、在学する高等学校等あるいは滋賀県教育委員会の指示に従い、当該事実を証明する書類を添えて申請してください。

- ①高等学校等、法第 1 条に規定する大学、法第 124 条に規定する専修学校（高等課程を除く。）、法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上の課程に限る。）に在学しているとき。
- ②疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により返還期日に奨学資金を返還することが著しく困難になったと認められるとき。

※その他やむを得ない理由とは、滋賀県奨学資金貸与条例第9条の規定に基づく返還債務の履行の猶予に関する実施要綱に基づき、奨学資金の貸与を受けた者が①生活保護世帯に属している場合または②生活保護世帯と同等程度に困窮している場合をいいます。

※申請を受けて猶予資格の審査を行いますので、審査の結果、猶予が認められないことがあります。また、猶予事由を満たしていた場合であっても申請を行わなかった場合は、猶予を受けることができません。

(18) 返還の免除

次の①、②に該当する場合は、返還債務の免除を申請することができます。申請を希望する場合は、事前に滋賀県教育委員会に相談のうえ申請してください。

①奨学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。

②心身の故障その他特別の理由により奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき。

3 留意事項等

(1) 滋賀県奨学資金は、貸付金です。奨学資金の貸与終了後は、貸与を受けた奨学資金の全額を返還する必要があります。滋賀県奨学資金をお申込みの際は、返還する時のことも御検討のうえお申込みください。返還された奨学資金は、後輩生徒の奨学資金に活用されます。

(2) 奨学資金の継続を希望する場合は、毎年度、申請が必要です。毎年度、貸与要件を満たしているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。